災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

本 別 町

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

本別町(以下「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下「防災協力協定」という。)に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的・協働事業)

- 第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機(電光掲示機能搭載型)を通して、次のサービスを提供するものである。
 - (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等(以下「情報」という。)の提供。
 - (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時(以下「緊急 時」という。)における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供(以下 「商品提供」という。)。

(情報提供に関する事項)

- 第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、 これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。
 - 2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(商品提供に関する事項)

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書(様式1)を乙に提出するものとする。

(災害対応型自動販売機の設置施設)

- 第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。
 - 2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

(連絡先)

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名称	電話番号
本別町役場 住民課 環境生活担当	0156-22-8128
(休日、緊急時) 本別町役場代表電話	0 1 5 6 - 2 2 - 2 1 4 1

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
帯広事業所 (代表)	0155-32-2000
帯広事業所 (衛星携帯)	090-6690-0861
本社総務部(夜間・休日/衛星携帯)	080-1017-0138

(守秘義務)

- 第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上 の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に 掲げる情報はこの限りではない。
 - (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
 - (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - 2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又 はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以 降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、 甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月5日

- 甲 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1 本別町長 髙橋 正夫
- 乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 矢吹健次